

和 指 第 6 9 4 号
平成30年11月30日
(2018年)

介護老人福祉施設運営法人
地域密着型介護老人福祉施設運営法人
介護老人保健施設運営法人
通所介護（総合事業を含む。）事業実施法人
地域密着型通所介護事業実施法人
認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）事業実施法人
短期入所生活介護（介護予防を含む。）事業実施法人
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）事業実施法人
訪問看護（介護予防を含む。）事業実施法人
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）事業実施法人
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業実施法人
夜間対応型訪問介護事業実施法人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業実施法人
介護医療院運営法人

代表者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有
保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

平素は、本市介護保険行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことにつきまして、別添のとおり厚生労働省から依頼がありましたので、次のとおり調査を実施いたします。

つきましては、別添「様式1-1」（「様式1-1」において「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合は、「様式1-2（別添）」を併せて）に必要事項を記載の上、提出期限までに、下提出先まで、法人取りまとめの上、FAX又はメールにて提出いただきますようお願い申し上げます。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人の運営する和歌山市内の調査対象事業所及び施設（裏面5（1）参照）へ遺漏なきようご周知ください。

1 調査様式

様式1-1（別添）（「様式1-1」において「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合は、「様式1-2（別添）」を併せて提出）

2 提出期限 平成30年12月21日（金）まで

3 提出及びお問い合わせ先

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班 担当者 松尾・岩崎
電話 073-435-1319（直通）

FAX 073-435-1320

メールアドレス shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp

4 添付資料

- (1) 厚生労働省調査依頼通知「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）」
 - (2) 「（別添）調査要領」
 - (3) 「（別紙2）石綿含有建材品目例（参考）」
 - (4) 「別紙3石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」
 - (5) 「（別紙4）アスベスト含有煙突用断熱材の調査に関する留意事項について」
- ※（2）～（5）は、（1）に付帯しています。

5 調査について

(1) 調査対象

和歌山市内の次の事業所及び施設

- ア 介護老人福祉施設
- イ 通所介護（総合事業を含む。）
- ウ 地域密着型通所介護
- エ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
- オ 短期入所生活介護（介護予防を含む。）
- カ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
- キ 介護老人保健施設
- ク 訪問看護（介護予防を含む。）
- ケ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
- コ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- サ 地域密着型介護老人福祉施設
- シ 夜間対応型訪問介護
- ス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- セ 介護医療院

(2) 注意点等

- ア 「（別添）調査要領」により、調査表を作成してください。また、同資料の「調査の作成要領」には、調査表は「調査対象施設ごとに作成すること。」と記載されていますが、調査表（様式1-1）内に記載のとおり、1事業所で複数サービスを実施している場合は、本表を複写するなどしていただき、1サービス種別（介護予防は含む。）ごとに、本表を作成してください。調査表（様式1-1）において「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合の「調査表（様式1-2）」についても、同様です。
- イ 調査時点は、平成30年12月1日（土）です。
- ウ 平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物は、調査対象外ですので、調査表（様式1-1）の所定の欄にその旨を記載して、提出してください。
- エ 今回の調査には、建築当時の設計図書、工事記録等を確認する必要があるため、専門的な知識を有する建築士、工事業者、賃貸物件のオーナー等から協力を得、回答してください。
- オ 本市指導監査課ホームページの「介護サービス事業者の方へ」に、上「4 添付資料」以外に次の資料も掲示しています。併せて、ご参照ください。なお、添付資料（2）～（5）及びオの（ウ）につきましては、添付資料（1）の中に記載されています。
 - （ア）厚生労働省通知「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査結果の公表等について（通知）」
 - （イ）厚生労働省資料「平成26年6月1日から改正「石綿障害予防規則」が施行されます」
 - （ウ）「（別紙1）調査対象施設種別」